

減災力の強い県土づくりを目指して 警告性災害への「減災対応時系列システム（タイムライン）」の導入を

私たちは、急峻な山々に囲まれた自然災害の多発しやすい県土に暮らしています。

その自然災害の性格を時間差で捉えると、「突発性災害」と「警告性災害」に大別されます。「突発性災害」とは文字通り、予告なく突然に発生する災害をいい、地震や竜巻や落石等が相当します。一方の「警告性災害」とは、警告を発信できる時間的余裕のある災害で、洪水や土石流等があります。気象予報や過去の災害の歴史、また地形等の情報から、「予報の大雨になると裏山が危ない」、「川が危険水位を超えたので決壊する恐れがある」、「大きく揺れたので必ず大津波が来る」など、警告性災害には避難を促す情報と避難できる時間があります。

平成7年1月の阪神淡路大震災以降、九州、中国、北陸、紀伊半島等全国各地で立て続けに警告性災害が発生し、平成23年3月には未曾有の大災害・東日本大震災で大津波が発生し、さらに今年10月には伊豆大島で大規模土石流が発生しました。それらの災害を教訓に、国を挙げて対策強化を図っていますが、今回の伊豆大島の土石流災害では、「町長と副町長が不在であったから」とか「午前2時の避難は極めて危険を伴うので」など対策への論点にずれを感じます。つまり、相変わらず昭和36年に国が定めた「災害対策基本法第42条」の規定に基づき、「都道府県および市町村は、防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする」=いざという時には「都道府県が県民を助ける」、「市町村が住民を助ける」といった公助の責務だけで論じている限り、自助・共助・公助の新たな仕組みはできません。

その新たな仕組みの一つが、「減災対応時系列システム（タイムライン）」です。市町村は警告性災害から住民を守るため、発災前の対応を重視した「減災対応時系列システム（タイムライン）」の導入が必要と考えます。

具体的には、今回の伊豆大島の災害を例にすると、図にあるように、

「72時間前 監視」 防災担当職員が監視体制に入ります。

「48時間前 準備」 避難の警報出しのタイミングを整えます。

「24時間前 警報」 早めに避難の準備・勧告・指示を出します。また、解除も出します。

3日前 監視	2日前 準備	1日前 警報
-----------	-----------	-----------

実際には1時間単位の細かな対応表で、想定事態（災害種や規模）によっては設定時間が異なりますが、監視

—準備—警報までがきちんと時系列で決めてあれば、市町村長や防災担当職員が不在であっても警報を出すことができます。また住民には、このシステムが「安全第一・空振りOK」を前提にしていることを充分承知した上で、警報に従う徹底が求められます。さらに、遅くとも準備段階から自主防災会又は自治会との密な連携が求められます。ともあれ、私たちは「警報出ずとも率先避難」を心がけることです。